

法政大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2019年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2023年度＞

法政大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、2点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

大学評価（認証評価）の結果を受け、全学の内部質保証推進組織である「全学質保証会議」において、大学評価（認証評価）の結果を共有し、全学的な体制のもとで改善を進めてきた。具体的には、「点検評価企画委員会」において、2019年度中に大学評価（認証評価）結果で改善課題が付された場合の対応について検討しており、従来の自己点検・評価に加え、指摘のあった学部、研究科については2020年度以降、「認証評価指摘事項に対する改善計画（報告）書」を継続的に作成することを義務付け、各部局の自己点検の結果を評価する組織である「大学評価委員会」による評価を受けることとした。また、自己点検の主体となる「自己点検委員会」及び「全学質保証会議」でも承認を得ている。改善課題のほか概評において指摘された事項についても、「全学質保証会議」において、項目ごとの担当理事及び担当部局を決め、内在する共通課題については全学的な対応課題ととらえ改善に取り組んでいる。以上のことから、自己点検・評価を通じた大学全体のPDCAサイクルを機能させ、継続的に改善に努めようとする姿勢がみとれる。

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題については、学生の受け入れにおける大学院の定員管理の問題に関して、今後も更なる改善に努めることが求められる。

個別の提言に対する改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、以下のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

1. 是正勧告

なし

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果

	提言（全文）	教育課程の編成・実施方針について、理工学研究科システム理工学専攻（修士課程）では教育課程の編成に関する基本的な考え方が示されておらず、デザイン工学研究科（博士後期課程）と専門職学位課程の法務研究科では、教育課程の実施に関する基本的な考え方が示されていないため、改善が求められる。
	検討所見	<p>理工学研究科システム理工学専攻（修士課程）では、教育課程の編成・実施方針を改正し、教育課程の編成に関する基本的な考え方を示しており、改善が認められる。なお、「DP1ならびにDP2の前半部である『専門分野における十分な素養を修得』するための教育課程の編成に関しては、「専任教員と多彩な兼任講師が提供する多彩な科目」との表現にとどまり、「多彩な科目」の内容は不明確であり、基本的な考え方を十分明確にしているとはいえないため、改善が望まれる。</p> <p>デザイン工学研究科（博士後期課程）及び法務研究科では、教育課程の編成・実施方針の改正を行い教育課程の実施に関する基本的な考え方を示しており、改善が認められる。</p> <p>なお、デザイン工学研究科（博士後期課程）の教育課程の編成・実施方針については、設置する3専攻で配置する科目をそれぞれ明示しているものの、各専攻固有の教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を明示することが期待される。</p>
No.	種 別	内 容
2	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で0.30、政治学研究科修士課程で0.40と低く、人文科学研究科博士後期課程では2.23と高いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。

法政大学

	検討所見	<p>収容定員に対する在籍学生数比率について、政治学研究科修士課程及び人文科学研究科博士後期課程については改善が認められる。</p> <p>しかしながら、法学研究科修士課程では収容定員に対する在籍学生数比率が 0.35 と依然として低い ため引き続き改善が求められる。</p> <p>なお、大学評価時には改善課題ではなかったものの、収容定員に対する在籍学生数比率が、国際文化研究科修士課程で 0.43、経済学研究科修士課程で 0.28、社会学研究科修士課程で 0.23、政治学研究科博士後期課程で 0.27、情報科学研究科博士後期課程で 0.27 と悪化しているため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。</p>
--	------	--

◆ 再度報告を求める事項

なし

以上